

石川町矢ノ目田住宅地分譲販売PR業務に係る 簡易公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、石川町矢ノ目田住宅地の分譲販売におけるPR業務（以下「本業務」という。）について、目的及び内容の最も適した事業者を選定するための簡易公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 業務の概要

- (1) 業 務 名 石川町矢ノ目田住宅地分譲販売PR業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「石川町矢ノ目田住宅地分譲販売PR業務仕様書」のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約限度額 2,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※ 上記契約限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※ 上記契約限度額を超える提案は受け付けない。

2. 契約の方法

契約の方法は、簡易公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書等について、本町関係者で構成する石川町矢ノ目田住宅地分譲販売PR業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、随意契約の契約候補者を選定する。

3. 参加資格

本プロポーザルの参加事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- (2) 参加申込日において、行政庁・自治体などから指名停止等の処分を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと並びに暴力団員等と関係を有する者でないこと。
- (6) 本業務のPR媒体として提案する各種サービスの利用契約について、調達若しくは仲介が正規にできること。

4 共同企業体で申し込む場合の留意点

共同企業体として申込する場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 構成員の数は、2者又は3者とする。
- (2) 共同企業体は、共同企業体協定書（任意様式）（以下、「協定書」という。）を作成すること。
- (3) 協定書は、企画提案書と一緒に提出し、記載された事項を構成員相互で遵守し本業務を適正

に履行すること。

- (4) 1つの企業が同時に複数の共同企業体の構成員になることはできない。
- (5) 単独企業として申込する企業が他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (6) 参加申込時点において、共同企業体の名称及び代表構成員は仮としての記載を可とするが、共同企業体を構成する事業者の変更は認めない。

5. 貸与資料

本プロポーザルに関する参考資料として、参加申込書の提出後、次の資料を貸与します。なお、本貸与資料については、ヒアリング時に返却するものとし、貸与した申込事業者以外への公開を禁ずる。

◇ 石川町矢ノ目田住宅地分譲要項（案）

◇ 開発行為に関する図面

6. スケジュール

(1) プロポーザルに関するスケジュール

手 続 等	期 日	留意事項
公募型プロポーザル公募開始	令和 7 年 7 月 2 日（水）	ホームページ公開
参加申込書等の提出期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）	
質問書の受付期限	令和 7 年 7 月 14 日（月）	
質問の回答期限	令和 7 年 7 月 15 日（火）	
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 18 日（金）	
ヒアリング審査（選定委員会）	令和 7 年 7 月 23 日（水）	詳細は別途通知
審査結果通知	令和 7 年 7 月 23 日（水）	書面及びホームページ公表
契約締結	令和 7 年 7 月下旬	

(2) 造成工事及び分譲業務に関するスケジュール

◇ 造成工事：令和 7 年 3 月 7 日～令和 7 年 12 月 12 日

◇ 分譲業務

・「広報いしかわ」掲載：令和 7 年 8 月号（8 月 1 日発行） ※本業務対象外

・受付期間：令和 7 年 9 月 1 日～12 月 3 日

・抽選会：令和 7 年 12 月 21 日（日） 9:00～

◇ 購入者決定及び所有権移転登記：令和 8 年 1 月から順次

（注）購入者がいない区画については令和 8 年 1 月以降先着受けを行う。

7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること

(1) 提出期間

令和 7 年 7 月 2 日（水）から令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メールにて「16 事務担当」に提出

※ 電話により受信確認を行うこと。

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から質問書の回答期限までに町ホームページに掲載する（質問事業者名は非公表）こととし、質問者への個別の回答メールは送付しない。なお、質問に対する回答は、この実施要領及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

8. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月11日（金）まで

(2) 提出先

「16 事務担当」

(3) 提出方法

電子メール等によるデータ送信

※ データ送信後に、電話により受信確認を行うこと。

(4) データ形式

データ形式はすべて PDF 形式とする。押印を要する様式は、押印後にスキャニングにより PDF 化したデータとする。

(5) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式2）

② 事業者概要書（様式3）

③ 共同企業体構成申請書（様式4）

※ 共同企業体を構成する場合に提出。

③ 業務実績に関する書類（様式5）

④ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式6）

⑤ 法人に関する証明書等（いずれも発行から3か月以内の原本）

※ 令和7年度石川町入札参加資格者名簿に登録されている者は、次の各証明書の提出を省略することができる。

・法人の履歴事項全部証明書

・印鑑証明書

・国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）について未納がないことの証明書

・都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書

⑥〔支店・営業所の場合〕本社の委任状（任意様式）

(6) 参加辞退について

本プロポーザルへの参加申込み後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を「16. 事務担当」まで提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。

《提出方法》

電子メール等によるデータ送信

※電話により受信確認を行うこと。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月18日（金）まで

(2) 提出先

「16 事務担当」

(3) 提出方法

電子メール等によるデータ送信

※ データ送信後に、電話により受信確認を行うこと。

(4) データ形式

データ形式はすべて PDF 形式とする。押印を要する様式は、押印後にスキャニングにより PDF 化したデータとする。

(5) 提出書類等

① 企画提案書提出届（様式7）

② 企画提案書（任意様式）

◇ A4 横長（スライド形式）10 枚程度

◇ 1 事業者につき 1 提案とすること

③ 業務工程表（任意様式）

④ 業務実施体制表（任意様式）

⑤ 見積書（様式8）

⑥ 共同企業体協定書（任意様式）の写し ※共同企業体による参加の場合

(6) 企画提案書作成上の留意事項

別紙仕様書をもとに、主に以下の項目に関する考え方や業務の進め方、手法等の技術的な提案について、企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。ただし、契約限度額の範囲内で専門的見地から本業務において有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

① 業務の遂行能力

◇ 業務実績

過去3年以内に、SNS 等を使用した広告配信による類似の業務を受注した実績があるか。

◇ 実施体制

担当者や責任者などを適切に配置できるか。

◇ 計画性

募集期間中及びその後の各フェーズにおいて、適切なPRスケジュールを構成できているか。

② 企画内容

◇ 企画力

住宅地分譲の事業を理解した上で、分譲目的に合った内容となっているか。

◇ ターゲティング手法

分譲事業の対象者を的確に理解し、対象者の動向を想定したPR内容の提案となっているか。

◇ デザイン

地域性を考慮した、石川町にふさわしいデザインであるか。

③ 提案項目

追加提案項目、仕様書への提案内容は適切か。

10. 書類審査

参加申込者が3者を超えるときは、提出のあった参加申込書等により書類審査を行い、ヒアリング審査を行う上位3者を選定する。書類審査をしたときは、選定後速やかにすべての参加申込者へ結果を電子メールにより通知する。なお、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。また、書類審査の点数が同点となり、点数上位の参加申込者が3者以上となる場合は、ヒアリング審査を3者以上で行う場合もある。

11. 選定方法等

(1) 選定方法

- ① 選定にあたっては選定委員会において、企画提案書等及び参加者のヒアリング審査の内容を点数化し、総合的に業務実施能力等を審査した上で、「12 選定基準」の評価項目に基づき選定委員が評価し、最も評価点数の高い者を契約候補者、次に評価点数の高い者を次順位者として選定する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。
- ② 企画提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、契約候補者として選定する。
- ③ 評価点数の合計が同点となる提案が複数ある場合は、見積金額の安価な方の提案をした参加者を上位とする。
- ④ プロポーザル参加者が1者の場合であっても、見積額に対する評価点を除く総合得点が6割以上と評価される場合には、この公募型プロポーザルは成立するものとする。

(2) ヒアリング審査

日 時	令和7年7月23日（水）を予定日とする。 詳細が決まり次第、連絡先 E-mail に送信して通知する。
場 所	別途指定する場所とする。
参加人数	1 提案者あたり 3 名以内とする。
持ち時間	あらかじめ提出された資料及び評価項目に基づく概要説明は 20 分以内とする。また、質疑応答20 分程度を予定する。
説 明 者	プレゼンテーション及び質疑応答を行う説明者は、本業務の従事予定者が行うこと。なお、補足説明などはヒアリングに参加する者が行ってもよい。
注 意 事 項	① プレゼンテーションで使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局が準備するが、パソコン等は提案者において準備すること。 ② プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含めるものとする。 ③ 指定した時間に遅れた場合は失格とする。 ④ プレゼンテーションは非公開で行う。

(3) 審査結果

審査の結果は、決定後速やかに電子メールにより通知するとともに、石川町のホームページに掲載する。

12 選定基準

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

評 価 項 目	評価割合
1) 事業の遂行能力 ア 過去3年以内に、SNS等を使用した広告配信による類似の業務を受注した実績があるか。〔10点〕 イ 担当者や責任者などを適切に配置できるか。〔10点〕 ウ 募集期間中及びその後の各フェーズにおいて、適切なPRスケジュールを構成できているか。〔10点〕	30%
2) 企画内容 ア 住宅地分譲の事業を理解した上で、分譲目的に合った提案内容となっているか。〔15点〕 イ 分譲事業の対象者を的確に理解し、対象者の動向を想定したPR内容の提案となっているか。〔15点〕 ウ 地域性を考慮した、石川町にふさわしいデザインであるか。〔15点〕 エ 追加提案項目、仕様書への提案内容は適切か。〔15点〕	60%
3) 費用配分の適切性 ア 見積内容が適切であるか。〔10点〕	10%

13. 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査及び選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、契約限度額を超過した場合

14. 委託契約

- (1) 契約候補者と委託契約締結に向けた協議により業務内容を決定し、仕様書を調整した上で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。契約にあたっては、契約書を2通作成し各1通を保有する。
- (2) 契約候補者の決定をもって提案書等に記載された内容を契約内容として承認するものではない。
- (3) 業務委託料の支払いについては、年度ごとの業務内容に応じて支払いを予定しているが、詳細は協議により決定する。
- (4) 契約締結にあたっては、石川町財務規則第97条の規定により、契約代金の額の100分の10以上の額を契約保証金として納付しなければならない。なお、石川町財務規則第99条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (5) 石川町財務規則第 101 条（連帯保証人）は適用しない。
- (6) 契約候補者が契約締結の時点において行政庁・自治体などから指名停止等の処分を受けている場合は、本業務委託に関する契約は締結しない。この場合、次順位者を契約候補者として繰り上げる。

15. その他留意事項

- (1) 提出期限以降において、既に提出した書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 企画提案書等の作成、提出及びその説明に関する費用は申請者の負担とする。また、やむを得ない理由により本プロポーザルを中止することがあるが、この場合であっても、本プロポーザルに要した費用を石川町に請求することはできない。
- (5) この実施要領に示した書類のほか、町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (6) 本プロポーザルにおける提出書類等は、石川町情報公開条例（平成 14 年条例第 22 号）の規定により、第三者より開示請求があつた場合には開示するものとする。ただし、石川町情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報についてはこの限りではない。
- (7) 通信及び郵便等に関する事故については、石川町はいかなる責任も負わない。
- (8) 本プロポーザルに関する異議申し立ては一切受け付けない。

16. 事務担当

石川町役場 都市建設課 都市整備係（担当：遠藤、吉田）

所在地：〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4

電 話：0247-26-9131 F A X：0247-26-0360

メールアドレス：toshiseibi@town.ishikawa.fukushima.jp



メールアドレス QR